

岩手県医療局管理規程第4号

医療局医学研修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月25日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局医学研修規程の一部を改正する規程

医療局医学研修規程（昭和62年岩手県医療局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（研究生の種類）</u></p> <p><u>第2条</u> 派遣する職員（以下「研究生」という。）は、次のとおりとする。</p> <p><u>（1）長期研究生</u> 派遣期間が3月を超える者</p> <p><u>（2）短期研究生</u> 派遣期間が3月以内の者</p> <p>（研究生の人員）</p> <p><u>第3条</u> 研究生の人員は、その都度定める。</p> <p>（研究生の選考基準）</p> <p><u>第4条</u> 研究生は、原則として、次に掲げる者のうちから、病院長の申請により<u>医療局長</u>（以下「局長」という。）が決定する。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（派遣先機関）</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>（派遣期間）</p> <p><u>第6条</u> 研究生の派遣期間は、研修項目の修得に必要な期間とする。ただし、<u>長期研究生については2年間</u>、<u>短期研究生については3月間</u>を限度とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（再度派遣）</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>（派遣期間中の取扱い）</p> <p><u>第8条</u> <u>長期研究生</u>は、その派遣期間中、<u>休職</u>の取扱いとする。</p> <p>。</p> <p><u>2</u> <u>短期研究生</u>は、その派遣期間中、<u>出張</u>の取扱いとする。</p>	<p>（研究生の人員）</p> <p><u>第2条</u> 派遣する職員（以下「研究生」という。）の人員は、<u>医療局長</u>（以下「局長」という。）がその都度定める。</p> <p>（研究生の選考基準）</p> <p><u>第3条</u> 研究生は、原則として、次に掲げる者のうちから、病院長の申請により<u>局長</u>が決定する。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（派遣先機関）</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>（派遣期間）</p> <p><u>第5条</u> 研究生の派遣期間は、研修項目の修得に必要な期間とする。ただし、2年間を限度とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（再度派遣）</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>（派遣期間中の取扱い）</p> <p><u>第7条</u> 研究生は、その派遣期間中、<u>出張</u>の取扱いとする。</p> <p><u>（給与）</u></p> <p><u>第8条</u> 研究生には、<u>医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）第及び医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の定めるところにより、給与を支給する。</u></p> <p><u>（旅費）</u></p>

第9条 研究生には、医療局企業職員等旅費規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第11号）及び医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の定めるところにより、研修に必要な旅費を支給する。

（研修の費用）

第10条 研修料、実習料その他の局長が研修項目の修得に必要と認める経費は、医療局が負担する。

（研究生の義務）

第11条 研究生は、その派遣期間中、研修項目の修得に専念しなければならない。

（派遣の中止）

第12条 局長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣を中止するものとする。

（1） 職員としての身分を失ったとき。

（2） 病気その他やむを得ない事情により派遣の継続が困難となったとき。

（3） 派遣期間中の研修の成績が良好でないことその他の研究生として適当でない事情があると認められるとき。

（4） その他前3号に準ずる事情があると認められるとき。

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、研究生の派遣について必要な事項は、局長が別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。